

# 大分県障がい者計画（第2期）について

## 第1 計画策定の趣旨等

- 趣旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、障害者文化芸術推進法第8条、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
- 計画期間**：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）
- 位置づけ**：国の障害者基本計画（第5次）等を参考にして策定する県長期総合計画の部門計画 大分県障がい者基本計画（第6期）、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期） 大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

## 第2 計画のポイント

- 基本目標**  
障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～
- 基本理念**
  - (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
  - (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
  - (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
  - (4) ライフステージを通じた切れ目のない支援

## 第3 施策項目

- 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護**
  - 障がいを理由とする差別の解消の推進
  - 障がい者の権利擁護の推進
- 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり**
  - 相談支援体制の整備
  - 在宅サービス等の充実【成果目標と活動指標】
  - 障がい児支援の充実【成果目標と活動指標】
  - 福祉介護人材の育成・確保
  - 福祉用具等の活用促進
  - 情報・コミュニケーションの支援
- 保健・医療の推進**
  - 障がいの早期発見・早期支援
  - 医療・リハビリテーションの充実
  - 精神保健・医療施策の推進
  - 難病患者の医療と療養生活の確保
- 教育の振興**
  - インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
  - 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
- 雇用・就労、経済的自立の推進**
  - 障がい者雇用の促進
  - 障がい者の職業能力の開発
  - 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
  - 福祉的就労の底上げ
  - 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築【成果目標と活動指標】
- 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり**
  - 芸術文化活動の振興
  - スポーツ等の振興【成果目標と活動指標】
  - 社会参加の促進
  - 学校卒業後の多様な学習機会の充実
  - 読書環境の整備
- 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進**
  - 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
  - 住宅・公共施設等の整備
  - 移動・交通手段の確保
  - 防犯対策の推進
  - 防災対策の推進